

第14号様式（第8条関係）
（その1）

令和 6 年分
（平成 年 月 日開催分）

収支報告書

（フリガナ）

1 政治団体の名称

ムシヨゾクネット

無所属ネット

2 主たる事務所の所在地

大阪府八尾市明美町二丁目8番27号

3 代表者の氏名

仲村 匡哉

4 会計責任者の氏名

國定 昭

事務担当者の氏名

國定 昭

（電話）

090-1677-8557

（電話）

（電話）

資金管理団体の指定の有無



有



無

公職の種類 _____（現・候）

資金管理団体の届
出をした者の氏名 _____

国会議員関係政治団体の区分



政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体



政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者

の氏名 _____

公職の種類 _____

（現・候）

資金管理団体の指定の期間

平成

年

月

日から

平成

年

月

日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

平成

年

月

日から

平成

年

月

日まで

団体コード	年 分	届出年月日	解散年月日	告示用コード
H00153	R06	H070328	H070328	313020

「□」内には、該当するものに「✓」を記入すること。

政治団体の区分



政 党



政 党 の 支 部



政 治 資 金 団 体



政治資金規正法第18条の2
第1項の規定による政治団体



そ の 他 の 政 治 団 体



そ の 他 の 政 治 団 体 の 支 部

活動区域の区分



2以上の都道府県の区域等



同一の都道府県の区域内



収 支 の 状 況

(その2)

1 収支の総括表

収	入	総	額			十億			百万			千			円	
												9	1	1	0	6
			(前 年 か ら の 繰 越 額)									9	1	1	0	6
			(本 年 の 収 入 額)													0
			支 出 総 額													0
			翌 年 へ の 繰 越 額									9	1	1	0	6

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費													
金	額			十億			百万			千			円
													0
員	数												0

(2) 寄 附													
ア 寄附（イを除く。）の区分	金 額										備 考		
(ア) 個 人 か ら の 寄 附			十億			百万			千		円	0	
(う ち 特 定 寄 附)												0	
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附												0	
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附												0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)												0	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)												0	
イ 政 党 匿 名 寄 附												0	
合 計 (ア+イ)												0	

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 3 月 26 日

政治団体の名称 無所属ネット

会計責任者の氏名 國定 昭



解散の場合のみ下欄を記入すること

(代表者の氏名



(備考) 1 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

2 「(代表者の氏名)」欄は、解散の場合のみ記入すること。その場合、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。